

# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
人事労務センター  
〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
☎ 092-409-4188  
Fax092-409-4187  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 街はすっかり雪景色



1月の3連休。鳥栖の中央公園は、木々がすっかり雪化粧し、きれいな樹氷を見ることができました。

遠くでは、雪合戦で遊ぶ子ども達の弾む声や姿もあり、ちょっと嬉しくなりました。



## 2021年。早く“会える幸せ”の年にしたいものです。

コロナ禍がなかなか終息しない厳しい中で新年を迎えました。

皆様からいただいた年賀状には、「コロナ禍で大変ですが、乗り切ってがんばりましょう」や「早く集える日が来ないかなー」、「穏やかに過ごせる日を願っています」や「普通の1年になりますように」「コロナ終息・脱巣ごもり早からん」などの内容があふれていました。

そして、「あえる幸せ、話せるしあわせ、一日一日は、幸せのつみかさね」の賀状に目が留まり、みんなの想いと願いは、同じだなあーと実感し、あたりまえの日常とあたりまえの幸



せを大切にしたいものだと思います。

そのためにも、政府には、コロナ終息を一日も早く実現するために抜本的な対策を講じて欲しいものです。

## 中小・中堅、働く皆さんとともに 人事労務センター10周年

今年の4月に、人事労務センターは、10周年を迎えます。

この10年間、多くの事業所の皆さんや働く皆さん



に出会い社会保険労務士として働く喜びを感じてきました。

初めて出会う業種や業務も沢山ありましたが、丁寧に説明をしていただく中で、皆様の事業に対する熱意を感じ、励まされ元気をもらい支え続けていただいた10年だったと感謝しています。

人事労務センターホームページ

<http://roumu.b-souken.com>



Eメール : [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 健康保険被保険者資格 取得の要件

### Q&A

Q:配偶者の被扶養者であった社員が、年収が130万円以上になり、被扶養者ではなくなりますが、新たに健康保険の被保険者資格を取得することができますか？

A:健康保険の被保険者資格を取得するためには、一般的に1週30時間以上働く方が対象となりますが、その要件は満たされていますか？

Q:社員は、1週30時間未満の勤務です。

A:1週に30時間未満でも健康保険の被保険者資格を取得できる要件は、平成28年10月より、社会保険の適用拡大が行われましたが、次のような場合です。

①常時501人以上の企業

②法人番号が同一の適用事業所の被保険者数が500人を超える月が直近11カ月で5カ月以上となる事業所です。

Q:では、500人に満たない事業所では、短時間勤務の社員は、被保険者資格は取得できないのですか？

A:御社の場合は、この500人要件を満たしていませんので、被保険者資格の取得はできません。

Q:それでは、短時間勤務で、年収130万円を超える場合は、国民健康保険に加入するしかないのですか？

A:国民健康保険に加入するか、1週間に30時間以上働くようにして健康保険の被保険者資格を取得するかを選択になると思われます。

助成し、高齢者雇用の推進を図ることを目的としています。

### ①65歳超継続雇用促進コース

<定年を65歳までに上げた事業主>

- ・定年年齢の引き上げ幅や60歳以上の該当する労働者の人数によって、10万円から150万円

<定年を66歳以上へ上げた事業主>

- ・定年年齢の引き上げ幅や60歳以上の該当する労働者の人数によって、15万円から160万円

<定年の定めを廃止した事業主>

- ・60歳以上の該当する労働者の人数によって、20万円から160万円

<69歳までの継続雇用制度導入の事業主>

- ・継続雇用年齢の引き上げ幅や60歳以上の該当する労働者の人数によって、5万円から80万円

<70歳以上の継続雇用制度導入の事業主>

- ・継続雇用年齢の引き上げ幅や60歳以上の該当する労働者の人数によって、10万円から100万円

\*その他、いくつかの要件があります。詳細については、お気軽にお尋ねください。



## あとかき

1月号の通信も、またコロナの話題となりました。

爆発的感染拡大、病床逼迫、医療壊滅近いなど

ど……。不安は、高まるばかり。子や孫たちと交流できる日は、いつ来るのでしょうかね。

ことしも、久留米市の恵美須神社の十日恵比須で福笹をいただき、おみくじでは、大国様のお飾りをいただきました



### 助成金情報

## 65歳超雇用推進助成金

この助成金は、生涯現役社会の実現に向けて、65歳以上への定年引上げ等や高齢者の雇用管理制度の整備等、高齢者の有期契約労働者を無期雇用に転換した事業主に対して



### 人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール: [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)